

平成28年度 事業計画

1. 会議

定時評議員会	年1回	(5月)
理事会	年2回	(5月 3月)

2. 事業

医療を取り巻く環境が変わり続ける中で、20世紀は病院中心（入院医療重視）に考えれば良かった時代であったが、21世紀は地域住民・ヘルスケア関連職種の役割が重要になってくる時代（医療・介護関連→地域包括ケアシステム）へと変わっていく。医学の進歩と延命治療により平均寿命は確かに延びてきている、しかし単なる平均寿命を延ばすのではなく、健康寿命を延ばすことが必要でありその先には、その時が来たらより納得し満足の出来る最後（Q・O・D）を迎えることができるように支援するかが求められてくる。

当協会の主な事業としては、職域での健康診断業務であるが職域・地域における人々の健康について今後も真剣に取り組み、これまで実施してきた運動指導・栄養指導を取り入れた健康増進・啓発活動を医学的に分析・評価し、今後の新しい事業の柱となるよう方向性を見出しながら、内外環境の変化をよく見て業務改革・改善を行い、今後の事業活動を大きく展開・発展させていくための具体的な方向性を見出す。

収益事業としては例年通り、巡回健康診断・くわな健康クリニックでの健康診断事業を行って参ります。中でも、労災二次健診をこれまでクリニックにて実施していたが、今年度は巡回型（事業所へ出向いて）でも実施していく。昨年12月から施行されたストレスチェックについては、今後も引き続き実施し、（契約を締結した事業所に対して）ストレスチェック後の産業医活動・保健師活動も実施していく。

公益事業としての取り組み

（1）健康啓発・維持増進活動援護の実施

- 1) 健康を守る活動の一環として、生活習慣病予防・寝たきり予防を目的とした運動指導実践をヘルスアップ事業として、今年度も県下3カ所の温浴施設を利用して実施。（年9回開催予定）

また、ヘルスアップ事業の中では、これまで実施してきたことが如何に健康寿命への影響があるのかという疫学的な統計（「元気度チ

ェック」) をとりそれを分析する調査に着手する。

2) 健康啓発イベントへの参加 (年2回開催予定 資料4参照)

(2) 健康啓発研修会の開催及び広報活動

1) 健康だよりの発行 (年4回)

2) 労働者等を対象とした健康啓発研修会を開催し、生活習慣病を予防するための効果的な運動と食事を中心に、体験型の研修会を開催する。

(3) 労災遺児就学援護の実施

業務上災害により死亡または重度の障害を受けられた労働者の遺児で県内に居住し、小学校・中学校に在学中の児童に対し、労災遺児就学援護として図書券を交付する。

収益事業としての取り組み

(1) 健康診断の実施

1) 一般定期健康診断の実施

2) 協会けんぽによる生活習慣病予防健診や人間ドックの実施

3) 特殊健康診断の実施

4) 各種ガン検診、その他の健康診断の実施

5) インフルエンザ予防接種の実施

6) 歯科検診の実施

7) 体力測定の実施

8) ストレスチェックの実施

(2) 労災保険二次健診の実施

保険診療認可機関として、より一層の健康増進活動を支援することを目的として労災保険二次健診を引き続き実施する。また、事業所へ出向く巡回型でも労災保険二次健診を実施する。

(3) 労災健康管理手帳所持者の健康診断実施

労災健康管理手帳所持者の定期健康診断を今年も継続して実施する。
(じん肺、石綿、コールタール、クロム酸など)

(4) 労災特別加入時特殊健康診断の実施

県内労働基準監督署より依頼のある『労災特別加入時 特殊健康診断』の実施

(じん肺、振動、有機溶剤、鉛)

(5) 東京電力福島第一原発事故緊急作業従事者健診の実施

公益財団法人放射線影響研究所が実施する、東電福島第一原発緊急

作業従事者に対する疫学的研究事業での健康診断を協力・実施する。

(6) 労働衛生相談、健康管理指導の実施

- 1) 労働衛生管理指導の実施
- 2) 健康管理指導の実施
- 3) 健康相談・保健指導の実施

(7) 事業場における健康講和の開催

事業場における従業員を対象とし、労働衛生及び健康管理に関する講演を開催

その他の事業

(1) その他

- 1) 各地区労働基準協会安全衛生大会に協賛（資料等の提供）等を行う
- 2) その他必要と認めた事項